

いじめ防止基本方針～いじめを見逃さない風通しのよい学校づくり～

いじめ問題への基本方針

- (1) いじめの未然防止のため、いじめ問題の重要性を教職員が認識し、校長を中心に「いじめ問題対策チーム」を常設し、いじめを見逃さない学校づくりの体制を確立する。
- (2) いじめの態様の特質や原因や背景を具体的な指導上の留意点などについて職員会議や研修会の場で取り上げ、教職員間で共通理解を図る。
- (3) 社会体育などの校外の任意団体と情報を共有し、警察・児童相談所等の外部機関といじめ問題について連携できるよう努力する。
- (4) 保護者や地域の人々やPTAなどの関係団体とともに、いじめ問題について話し合う機会をつくり、広く連携していじめ防止を推進する。

未然防止の基本方針

- (1) あらゆる学校の教育活動や道徳教育の中で人を思いやり、尊重し、生命や人権や規範を大切にする指導等の充実に努め、「いじめは人間として絶対許されない」との認識に立って指導を行う。教職員自身の言動でいじめを助長することのないようにもする。
- (2) どの子にも「わかる授業」をめざし、体験活動や読書を通して、豊かな心とたくましい心身をはぐくみ、いじめを許さない道徳的心情を育てる。
- (3) 日常のさまざまな指導場面でいじめに関わる問題を取り上げ、学校全体で積極的に指導する。
- (4) 生徒会や学級活動を通して、児童が主体的にいじめ問題と向き合い、解決できる力を育てる。
- (5) 開発的な生徒指導として、人間関係づくりの各種エクササイズなどの自尊感情を高める取り組みを計画的・日常的に実施する。
- (6) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて指導を行う。
- (7) 生徒の個人情報の取り扱いを慎重に行う。

いじめの早期発見

- (1) 生活実態について、QJや「いじめアンケート」を計画的に行ったり、生徒の出すサインを見逃さず、生徒と面談をしたりして、いじめを早期に把握できるように努める。これらで把握した情報は、全教職員で共有する。
- (2) いじめ問題について、生徒や保護者と好ましい人間関係を築くとともに、その言動に十分留意し、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応することを基本とする。
- (3) 保健室相談活動や教育相談や特別支援教育校内委員会を積極的に活用し、早期発見に努める。

いじめ発見時の対応

- (1) いじめられていると相談があったとき、他生徒の目に触れないように配慮する。事実確認は、加害者と被害者は別の場所で行う。

- (2) いじめの周辺にいる生徒や保護者から、第三者として客観的に正確な情報を取得する。
- (3) 短時間で正確な事実確認を行うため、複数教員が対応することを原則とする。

【把握すべき情報】

- ◇ 5W1H (だれが、だれを、いつ、どこで、どんないじめをしたか?)
- ◇ いじめのきっかけや動機は何か? (動機と背景)
- ◇ いつごろから、どれぐらい継続しているか? (期間)

いじめの深度のレベル	
レベル1	1対1の比較的軽度に叩くことやからかい、あざけり、無視
レベル2	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視
レベル3	長期間の集団無視、軽度の実害
レベル4 (重大事態)	自殺の企図・身体の重大な傷害・金品等に重大な被害・精神性の疾患 不登校(30日以上)、暴力、恐喝、PTSDの診断、自傷行為、死を語る

レベル1の指導 偶発、単発、一時的場合。

加害の事実を伝え、いじめかトラブル(けんか、言い合いなど)の峻別をする。管理職に報告。

レベル2以上の指導

迅速に、校長・教頭・生徒指導主事に連絡し、組織的にいじめの解消に向けて対応する。

レベル4 重大事態として対応する。

市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、対応する。

重大事態への対応について

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。また、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。

(3) 重大事態の調査

ア 学校が調査主体の場合

- ・市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

イ 市教育委員会が調査主体の場合

- ・市教育委員会の下に、速やかに公平・中立な再調査を行う組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・学校は市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

- ・市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

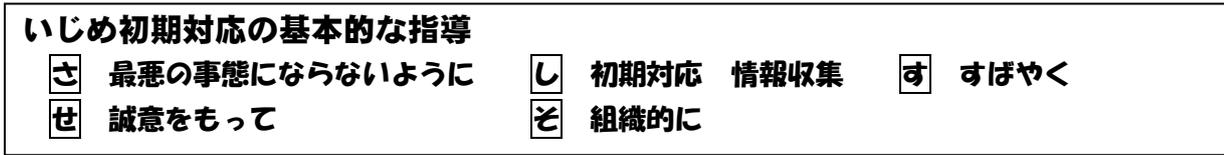
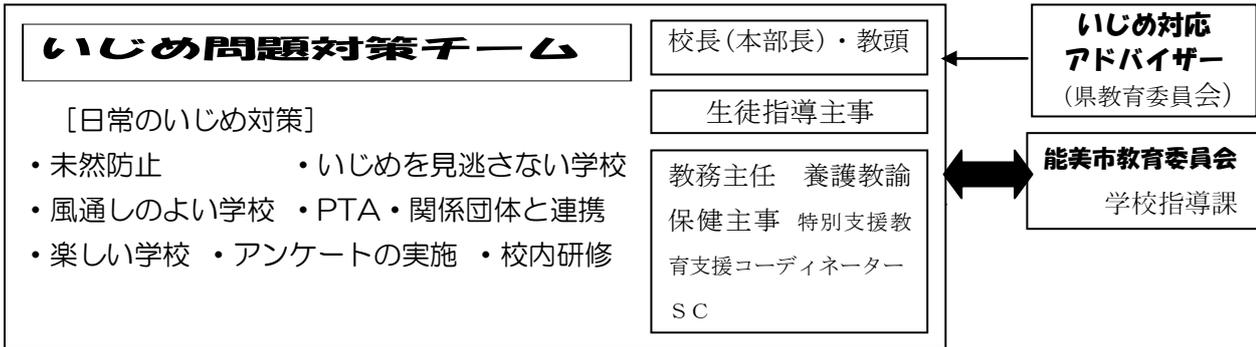
イ 調査結果の報告

- ・学校に係る調査結果については、市長に報告する。
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会及び学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

いじめ対策・対応の校内体制



<いじめが起こったときの組織的対応>

